

(年金特別会計の健康勘定における借入金の特例の対象とする債務)

第十三条 法附則第三十条第一項に規定する政令で定めるものは、附則第二十四条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法施行令(昭和十九年勅令第四百七十号、次条において「旧厚生保険特別会計法施行令」という。)附則第六項に規定する額とする。

(一般会計から年金特別会計の健康勘定への繰入れの特例の対象となるべき経費)

第十四条 法附則第三十一条第一項に規定する額として政令で定めるものは、旧厚生保険特別会計法施行令附則第七項及び第八項に規定する額とし、同条第一項に規定する経費として政令で定めるものは、旧厚生保険特別会計法施行令附則第七項及び第八項に規定する経費とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲)

第十五条 法附則第三十二条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項に規定する事業で次に掲げる者に係るもの(第五号に掲げる者に係るものにあつては、同号に規定する介護老人保健施設の整備に係るものに限る。)に対する補助とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による健康保険組合

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合

三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

四 第一号の健康保険組合又は第二号の共済組合をもつて組織する法人で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるもの

五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設を開設する医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者

2 法附則第三十二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、船員保険法第五十七条ノ二各項に定める船員保険事業の福祉事業(被保険者、被保険者であつた者及び被扶養者の療養又は分べんのために必要な費用に係る資金の貸付け並びに同法第五十七条ノ三の規定による給付を除く。)のうち、国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために行つものに係る財政上の措置とする。

3 法附則第三十二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、健康保険法第五十条第一項及び第二項に定める健康保険事業の保健事業及び福祉事業(被保険者及びその被扶養者の療養又は出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを除く。)のうち、国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために行つものに係る財政上の措置とする。

(年金特別会計の業務勘定における剰余金の処理の特例)

第十六条 法附則第三十二条第一項の規定により特別保健福祉事業に関する経理を年金特別会計において行つ場合における第六十一条の規定の適用については、同条中「法第九十九条」とあるのは、法附則第三十七条第二項において読み替へて適用する法第九十九条とする。

(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例)

第十七条 農林水産大臣は、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を一般会計に使用させる場合において、法附則第三十九条第一号の規定により無償として整理しようとするときは、使用させる国有財産の範囲及び期間その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

2 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、一般会計に所属する国有財産を食料安定供給特別会計に使用させる場合において、法附則第三十九条第二号の規定により無償として整理しようとするときは、使用させる国有財産の範囲及び期間その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

(食料安定供給特別会計の調整勘定における支払受高の特例)

第十八条 食料安定供給特別会計の調整勘定における第十三条第一項の規定の適用については、同項中並びに同条第五項の規定による繰替金とあるのは、同条第五項の規定による繰替金並びに法附則第四十条第三項の規定による繰替金とする。

(国有林野事業特別会計における利益の処理の特例)

第十九条 当分の間、第七十条第二号の規定の適用については、同条中「十分の五」とあるのは、「十分の八」とする。

第二十号 法附則第四十六条第一項の規定により漁船乗組員給付と漁業共済特別会計の漁船乗組員給付とを併せて管理する経理を行う場合における第一号、第十六条第一項及び第八十三条第一項の規定の適用については、第一号中「四 漁船再保険及び漁業共済特別会計に属する国有財産を一般会計に所管換又は所属替しようとする場合において、法附則第四十八条第二項に規定する普通保険等再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。」及び「特殊再保険事業(法第七十二条第三項に規定する特殊再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三十八条の十三第一項に規定する再保険関係に係る再保険責任又は同条第二項に規定する政府と漁船保険中央会との間の再保険関係に係る再保険責任の開始日の属する年度」とあるのは、「四 漁船再保険及び漁業共済特別会計における普通保険等再保険事業(法第七十二条第二項に規定する普通保険等再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料及び特別再保険再保険事業(法第七十二条第三項に規定する特殊再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

特別会計における普通保険等再保険事業(法第七十二条第二項に規定する普通保険等再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料及び特別再保険再保険事業(法第七十二条第三項に規定する特殊再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

第三項に規定する特殊再保険再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

第十八号)第三十八条の十三第一項に規定する再保険関係に係る再保険責任の開始日の属する年度

規定する政府と漁船保険中央会との間の再保険関係に係る再保険責任の開始日の属する年度と、第十六条第一項中「六 漁船再保険及び漁業共済特別会計における普通保険等再保険事業及び特殊再保険再保険事業(法第七十二条第三項に規定する特殊再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

六の二 漁船再保険及び漁業共済特別会計における普通保険等再保険事業及び特殊再保険再保険事業(法第七十二条第三項に規定する特殊再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。)(の再保険料

二十一 経済産業大臣は、特許特別会計に所属する国有財産を一般会計に所管換又は所属替しようとする場合において、法附則第四十八条の規定により無償として整理しようとするときは、所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

(社会資本整備事業特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第二十二号 法附則第五十二条第一項に規定する政令で定めるものは、国有財産のうち次に掲げるものとする。

一 出入国管理及び難民認定法の規定による出入国の管理のために使用する必要があるもの

二 植物防疫法、狂犬病予防法又は家畜伝染病予防法の規定による検疫のために使用する必要があるもの

三 航空法第五十六条の四第一項の規定により指定された施設のある自衛隊の設置する飛行場又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条(a)の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場に設置された空港整備事業(法第九十九条第五項に規定する空港整備事業をいう。)(の対象となる国有財産で、これらの飛行場の管理をする者が管理することが適当であると認められるもの